



各種届出

<美容室開業時の各種届出>

▼各業種共通:個人事業主として新規に開業する場合

届出先	申請名	提出期限
税務署	個人事業の開業・廃業等届出書 所得税の青色申告承認申請書 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書(従業員を雇う場合) 青色事業専従者給与に関する届出書(同居家族を専従者とする場合)	事業開始日1ヶ月以内

▼各業種共通:従業員を雇う場合

届出先	申請名	提出期限
年金事務所 日本年金機構	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届出書	入社日より5日以内
労働基準監督署 ハローワーク	労働保険関係成立届出書など 雇用保険適用事務所設置届出書など	保険関係成立後10日以内

▼美容室開業時の申請書

申請名(申請条件)	説明
<<事前相談>>	構造や設備、その他について基準が定められているため事前に保健所へ相談することで、後戻りや予定外の出費を防ぐことができます。
開設届 (必須)	届出先 保健所 提出期限 開業1週間前 提出物 ・美容室開設届書 ・美容師免許書 ・病院の診断書 ・店舗の間取り図 ・店舗の周辺案内図 ・従業員名簿(従業員を雇う場合) ・保健所検査費用(管轄保健所により金額が異なります)
<<施設検査>>	必要書類を提出した後、保健所の監視員による立ち入り検査が実施されます。 提出した図面をもとに各種設備や構造に問題個所がないか確認が行われます。